設立団体	加入設立団体
第五十九条	同項又は第六十六条の三第二項
移行型地方独立行政法人の職員	受入地方独立行政法人の職員
当該移行型地方独立行政法人の成立の日から	加入日から
移行型地方独立行政法人を	受入地方独立行政法人を
移行型地方独立行政法人	受入地方独立行政法人
第五十九条第一項	第六十六条の三第一項
設立団体	加入設立団体
移行型特定地方独立行政法人の業務	受入特定地方独立行政法人（同項に規定する受入特定地方独立行政法人をいう。以下この条及び第六十四条第一項において同じ。）が新たに行う業務
、当該移行型特定地方独立行政法人	、当該受入特定地方独立行政法人
第五十九条	第六十六条の三第一項又は第二項
移行型地方独立行政法人の職員	受入地方独立行政法人の職員
当該移行型地方独立行政法人の成立の日	加入日
設立団体	加入設立団体
移行型特定地方独立行政法人の成立の際現に	第六十六条の三第一項に規定する定款の変更が効力を生ずる際現に
第五十九条第一項	第六十六条の三第一項
移行型特定地方独立行政法人の職員	受入特定地方独立行政法人の職員
当該移行型特定地方独立行政法人の成立の	当該定款の変更が効力を生ずる
第六十四条第一項	
第六十三条	
第六十二条の二	
第六十二条第二項	
第六十五条第一項	
移行型一般地方独立行政法人の成立の際現に	第六十六条の三第二項に規定する定款の変更が効力を生ずる際現に
第五十九条第二項	第六十六条の三第二項
移行型一般地方独立行政法人の職員	受入一般地方独立行政法人の職員
当該移行型一般地方独立行政法人の成立の	当該定款の変更が効力を生ずる
第六十四条第二項及び第三項	
当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日	加入日

（権利義務の承継等）

第六十六条の四　前条第一項又は第二項に規定する定款の変更が効力を生ずる際、受入地方独立行政法人が新たに行う業務に関し、現に加入設立団体が有する権利及び義務（当該定款の変更が効力を生ずる前に加入設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち加入日までに償還されていないものに係るものを除く。）のうち政令で定めるところにより加入設立団体の長が定めるものは、当該定款の変更が効力を生ずる時において当該受入地方独立行政法人が承継する。

2　第六十六条第二項から第七項まで及び第六十六条の二の規定は、前項の規定により受入地方独立行政法人が権利及び義務を承継する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十六条第二項	前項	第六十六条の四第一項
	移行型地方独立行政法人が	第六十六条の三第三項に規定する受入地方独立行政法人（以下この項及び次条において「受入地方独立行政法人」という。）が
	設立団体	加入設立団体
	当該移行型地方独立行政法人の成立の日	第六十六条の三第一項に規定する加入日（次条第三項において「加入日」という。）
	移行型地方独立行政法人の資産及び負債	受入地方独立行政法人の資産及び負債の増減
第六十六条第三項及び第四項	設立団体	加入設立団体
第六十六条第七項	設立団体	加入設立団体
	第一項	第六十六条の四第一項
第六十六条の二第一項	前条	第六十六条の四
	移行型地方独立行政法人	受入地方独立行政法人
	設立団体	加入設立団体
第六十六条の二第二項	前条	第六十六条の四
	により移行型地方独立行政法人	により受入地方独立行政法人
	設立団体	加入設立団体
	当該移行型地方独立行政法人の設立	次条第一項又は第二項に規定する定款の変更
	移行型地方独立行政法人に	受入地方独立行政法人に
第六十六条の二第三項	移行型地方独立行政法人の成立の日	加入日
	設立団体	加入設立団体